

改正

平成29年4月1日告示第26号
令和3年3月25日告示第34号
令和6年5月9日告示第52号
令和7年2月7日告示第12号
令和7年6月3日告示第71号
令和8年3月31日告示第39号

池田町住宅耐震改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震性の高い住宅にするための補強工事に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。以下同じ。）
 - イ 木造在来工法の住宅
 - ウ 長屋及び共同住宅（以下「集合住宅」という。）以外の個人所有の住宅
- (2) 診断士 知事が耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を有する者として認め、長野県木造住宅耐震診断士名簿に登録された者をいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）に定めるところにより、地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 長野県建築物構造専門委員会 既存木造住宅において行う耐震補強工事の性能を評価するため、県が設置した委員会をいう。
- (5) 総合評点 既存木造住宅の精密耐震診断により得られた上部構造評点（別表第1の区分によるもの）をいう。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助金の対象住宅、対象事業、対象経費、補助額及び限度額は、次のとおりとする。

対象住宅	対象事業	対象経費	補助額	限度額
既存木造住宅	診断士が行った耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅について行う耐震補強工事（長野県建築物構造専門委員会において評価された工法を用いた工事を含む。）であって、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を超えるもの	工事費、設計費及び補強計画に要する経費	4/5以内	115万円

	<p>診断士が行った耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅について行う除却工事</p>	<p>除却工事</p>	<p>工事に要する費用に100分の23を乗じた額又は床面積1平方メートルにつき床面積あたりの交付対象限度額を乗じて算定した額に100分の23を乗じた額のいずれか低い額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする）</p>	<p>97万8千6百円</p>
--	---	-------------	---	-----------------

2 申請者が補助金交付申請を行う日の属する年の前年度の所得が、別表第2に掲げる額以下であること。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、池田町住宅耐震改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類（以下「関係書類」という。）を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅の位置を表示した地図
- (2) 耐震補強工事の計画書
- (3) 耐震補強工事に要する費用の見積書
- (4) 耐震診断の結果を表示する書類の写し
- (5) 耐震補強工事を担当する建築士の身分を証する書類の写し
- (6) 耐震補強工事の施工前及び施工後の状態を表示する図面
- (7) 耐震住宅の建築年月日を証明するための次のいずれかの書類

ア 建築確認通知書

- イ 課税台帳記載事項証明書（住宅）
- ウ 家屋登記簿謄本
- (8) その他町長が必要と認める書類
(交付の決定)

第5条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、池田町住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（計画の変更等）

第6条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、第4条に規定する申請書又は関係書類に記載した事項のうち、次のいずれかに該当するものを変更しようとする場合は、あらかじめ池田町住宅耐震改修事業計画変更承認申請書（様式第3号）に変更後の関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所及び施工方法
- (2) 補助対象経費の額

2 町長は、前項の申請書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、池田町住宅耐震改修事業計画変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに池田町住宅耐震改修事業工事遅延等報告書（様式第5号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 町長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により補助事業者に指示するものとする。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第7条 補助事業者は、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、池田町住宅耐震改修工事中止等届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は補助対象事業が完了したときは、池田町住宅耐震改修事業完了実績報告書（様式第8号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 耐震補強工事に係る工事請負契約書の写し及び工事請負業者の発行する領収書の写し
- (3) 耐震補強工事を実施する箇所ごとの施工前・中・後の状態を撮影した写真
- (4) 耐震補強箇所を表示した図面
- (5) 対象住宅が十分な耐震性能を有することを証する建築士等による証明書
- (6) その他町長が必要と認めた書類

2 前項の実績報告は、耐震補強工事の完了日から起算して30日を経過する日又は交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、補助金の額を確定した場合は、池田町住宅耐震改修事業補助金確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、池田町住宅耐震改修事業補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の受領について、補助対象事業を実施した事業者（以下「施工業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助事業者が当該補助事業の総事業費から補助金を控除した額を超える額を施工業者に支払っているときは、代理受領はできない。

（支給の原則）

第11条 この事業による補助金の交付を受けた者は、重ねて補助金の交付を受けることができない。

（書類の整理等）

第12条 補助事業者は、補助対象事業の実施に係る書類を整理し、補助金の交付を受けた会計年度が終了した後、5年間保管しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日告示第26号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日告示第34号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月9日告示第52号）

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和7年2月7日告示第12号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月3日告示第71号）

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第39号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

総合評点	判定
1.5以上	倒壊しない。
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない。
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある。
0.7未満	倒壊する可能性が高い。

別表第2（第3条関係）

給与所得のみの者	収入金額 1,442万円
その他の者	所得金額 1,200万円

備考

- 1 「収入金額」とは、所得税法第28条に規定する給与等の収入金額をいう。
- 2 「所得金額」とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得の各金額を合計した額をいう。

様式第1号 (第4条関係)

池田町住宅耐震改修事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)
池田町長

住 所
申請者
氏 名 印

池田町住宅耐震改修事業補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

建 物	所 在 地	池田町				建築年	年建
	構造	規模	階建	種類	延べ面積	㎡	
	所 有 者 等	耐震診断 総合評点			改 修 前		
		改修後想定					
設 計 者	氏 名						
	所 在 地	電話 ()					
施 工 者	名称・代表者						
	所 在 地	電話 ()					
総 工 事 費	_____ 円①						
①のうち耐震補強に係る工事費	_____ 円						
補助金交付申請額	_____ 円						
工 事 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで						

添付書類 対象住宅位置図 耐震補強工事計画書 耐震補強工事見積書
精密診断結果書の写し 担当建築士の建築士たる身分証の写し
補強工事図面 建築年月日を証明する書類

様式第2号 (第5条関係)

池田町住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

池田町長 印

年 月 日に申請のありました池田町住宅耐震改修事業補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。

建	所在地	池田町				建築年	年建
	構造	規模	階建	種類	延べ面積	m ²	
物	所有者等	耐震診断 総合評点			改修前		
					改修後想定		
補助金交付決定額		円					

〔補助の条件〕

- (1) 池田町住宅耐震改修事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金は、対象住宅の耐震補強工事費に使用し、他の費用に流用しないこと。
- (3) この要綱に違反した場合及び補助金の使途が適正でないときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

様式第3号 (第6条関係)

池田町住宅耐震改修事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先)
池田町長

住 所

申請者

氏 名 印

年 月 日付 第 号で交付決定された池田町住宅耐震改修事業に係る工事の計画を変更したいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

建 物	所 在 地	池田町				建築年	年 建
	構造	規模	階建	種類	延べ面積	㎡	
	所 有 者 等				耐震診断 総合評点	改 修 前	
						改修後想定	
変 更 箇 所 等	変 更 前						
	変 更 後						
変 更 理 由							
変更後総工事費		_____ 円①					
①のうち耐震補強に係る工事費		_____ 円					
変更後の補助金 交付申請額		_____ 円					

様式第4号 (第6条関係)

池田町住宅耐震改修事業計画変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

池田町長 印

年 月 日に申請のありました池田町住宅耐震改修事業計画変更承認申請について、次のとおり承認しましたので、通知します。

建 物	所在地	池田町				建築年	年 建	
	構造	規模	階建	種類	延べ面積	m ²		
	所有者等				耐震診断総合評点	改修前		
変更後補助金交付決定額		_____ 円					改修後想定	
計画変更承認内容								

様式第5号 (第6条関係)

池田町住宅耐震改修事業工事遅延等報告書

年 月 日

(あて先)
池田町長

住 所
申請者
氏 名 印

年 月 日付 第 号で交付決定された池田町住宅耐震改修事業に係る工事について、遅延等が生じたので、次のとおり報告します。

建	所在地	池田町				建築年	年建
	構造	規模	階建	種類	延べ面積	m ²	
物	所有者等				耐震診断 総合評点	改修前	
						改修後想定	
補助金交付決定額		_____ 円					
遅延等理由							
当初工事予定期間		年 月 日から 年 月 日まで					
工事予定期間		年 月 日から 年 月 日まで					

様式第6号 (第6条関係)

指 示 書

第 号
年 月 日

様

池田町長 印

年 月 日に申請のありました池田町住宅耐震改修事業工事遅滞等報告
について、次のとおり指示します。

建	所在地		池田町			建築年	年
	構造		規模	階建	種類	延べ面積	m ²
物	所有者等					耐震診断 総合評点	改修前
							改修後想定
指示内容							

様式第7号 (第7条関係)

池田町住宅耐震改修事業工事中止等届

年 月 日

(あて先)
池田町長

住所
申請者
氏名 印

年 月 日付 第 号で交付決定された池田町住宅耐震改修事業に係る工事を中止等するので、次のとおり届け出ます。

建 物	所在地	池田町				建築年	年 建
	構造	規模	階建	種類	延べ面積	㎡	
	所有者等			耐震診断 総合評点	改修前		
補助金交付決定額		_____ 円					
中止又は廃止の別							
生じた事由の概要							
中止又は廃止する理由							

様式第8号 (第8条関係)

池田町住宅耐震改修事業完了実績報告書

年 月 日

(あて先)

池田町長

住所

申請者

氏名

印

年 月 日付 第 号に係る池田町住宅耐震改修事業が完了したので
関係する書類を添えて報告します。

建	所在地	池田町				建築年	年 建
	構造	規模	階建	種類	延べ面積	m ²	
物	所有者等	耐震診断 総合評点			改修前		
					改修後		
完了年月日		年 月 日					
総工事費用		_____円①					
①のうち耐震補強に係る工事費		_____円					
補助金の確定を受けたい額		_____円					

添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 耐震補強工事に係る工事請負契約書の写し及び工事請負業者の発行する領収書の写し
- (3) 耐震補強工事を実施する箇所ごとの、工事前・中・後の状態を撮影した写真
- (4) 耐震補強箇所を表示した図面
- (5) 対象住宅が十分な耐震性能を有することを証する建築士等による証明書

様式第9号 (第9条関係)

池田町住宅耐震改修事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

池田町長 印

年 月 日付提出されました池田町住宅耐震改修事業完了実績報告書を審査した結果、下記の金額を確定しましたので、通知します。

補助金確定額		_____円					
建	所在地	池田町				建築年	年建
	構造	規模	階建	種類	延べ面積	㎡	
物	所有者等				耐震診断 総合評点	改修前	
						改修後	

様式第10号 (第10条関係)

池田町住宅耐震改修事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先)
池田町長

請求者 〒
住所
氏名 印
電話 ()

年 月 日付第 号で確定のあった池田町住宅耐震改修事業補助金を次のとおり請求します。

池田町住宅耐震改修事業補助金請求額								円
振込先金融機関 (代理受領の場合は施工業者の口座を記入)		金融機関名						
		口座番号		普通		当座		
		フリガナ						
		口座名義人						
建	所在地	池田町			建築年	年 建		
	構造	規模	階建	種類	延べ面積	㎡		
物	所有者等		耐震診断 総合評		改修前			
					改修後			
代理受領により補助金を請求する場合のみ記入してください。								
池田町住宅耐震改修事業補助金の受領に関する一切の権限を、右記の者に委任します。				左記の権限の委任を受けることを承諾します。				
署名		印		代表者氏名		印		
				電話		()		